

解散命令等にかかる根拠法令等

① 報告徴求命令関係

【農業協同組合法】

第九十三条 行政庁は、組合若しくは農事組合法人から、当該組合若しくは農事組合法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程を守つているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合若しくは農事組合法人に對し、その組合員（組合にあつては組合員又は会員、農事組合法人にあつては組合員をいう。以下同じ。）、役員、使用人、事業の分量その他組合若しくは農事組合法人の一般的な状況に関する資料であつて組合若しくは農事組合法人に關する行政を適正に處理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。

② 解散命令関係

【農業協同組合法】

第九十五条の二 次の場合には、行政庁は、当該組合又は農事組合法人の解散を命ずることができる。

- 一 組合又は農事組合法人が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
- 二 組合又は農事組合法人が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。
- 三 組合又は農事組合法人が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令（必要措置命令）をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

【国監督指針】（平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知）

・・・報告徴求命令に対して応答が無い、通知が返送される、自主解散に応じない又は自主解散を行う旨の連絡があったが自主解散していない等の場合は法第95条の2第2号の正当な理由がないのに1年以上事業を停止したと認定し、解散命令の手続きを行う。